

川国保発第 4 9 4 号

令和 6 年 7 月 2 日

川越市国民健康保険運営協議会

会 長 小ノ澤 哲也 様

川越市長 川 合 善 明



川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定に
ついて（諮問）

このことについて、川越市国民健康保険に関する規則第 2 条の規
定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について

別添のとおり

川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（諮問）

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

（１）改定の内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、２２万円から２４万円に改める。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	６５万円	６５万円	なし
後期高齢者支援金等分	２２万円	２４万円	２万円
介護納付金分	１７万円	１７万円	なし
合 計	１０４万円	１０６万円	２万円

（２）施行期日

令和７年４月１日（令和７年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

（１）改定の内容

国民健康保険税の均等割額及び所得割の税率を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改 定 案	差
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	７.２５％	７.２５％	—
	均等割額	３１,０００円	３６,３００円	５,３００円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	２.４０％	２.７０％	０.３％
	均等割額	１１,２００円	１４,１００円	２,９００円
介護納付金分	所得割税率	２.００％	２.２０％	０.２％
	均等割額	１３,６００円	１５,０００円	１,４００円
合 計	所得割税率	１１.６５％	１２.１５％	０.５％
	均等割額	５５,８００円	６５,４００円	９,６００円

（２）施行期日

令和７年４月１日（令和７年度課税分から適用）